を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

2　会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役に限る。）と保険会社との間で補償契約（会社法第430条の２第１項（相互会社にあっては、法第53条の38において準用する会社法第430条の２第１項）に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

①　当該会社役員の氏名

②　当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）

3　当該保険会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。４において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第１号（相互会社にあっては、法第53条の38において準用する会社法第430条の２第１項第１号）に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。

4　当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第２号（相互会社にあっては、法第53条の38において準用する会社法第430条の２第１項第２号）に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

⑷　役員等賠償責任保険契約

［加える。］

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

（記載上の注意）

保険会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の３第１項（相互会社にあっては、法第53条の38において準用する会社法第430条の３第１項）の契約をいう。）を締結しているときは、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要（被保険者によって実質的に保険料が負担されている場合にあっては、その負担割合、塡補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者たる保険会社の役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

３　社外役員に関する事項

（記載上の注意）

［１・２　略］

⑴　［略］

⑵　社外役員の主な活動状況

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

３　社外役員に関する事項

（記載上の注意）

［１・２　同左］

⑴　［同左］

⑵　社外役員の主な活動状況

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］